

電気通信事業法施行規則等の一部改正について
(諮問第3014号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	8
3	改正概要	9
4	新旧対照表	12

- ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令案
- ・ 平成13年総務省告示第243号(電気通信事業法第33条第1項の規定に基づく指定に関する件)改正案

平成21年12月15日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成21年10月27日付け諮問第3014号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信事業法施行規則等の一部改正に対する意見及びその考え方

1. FTTHサービスの屋内配線(電気通信事業法施行規則改正及び指定告示改正関係)

意見	考え方
意見1 他事業者設置の屋内配線の転用が、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認められたことに賛同。	考え方1
<p>○ 指定設備の定義の改正(改正施行規則第23条の4第2項第3号)において、接続を円滑に行うために必要な事項に係る屋内配線の規定は、マンション向けが対象であることを明確化されることにより、他事業者設置の屋内配線の転用が、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認められたことは、公正競争の観点から改正することに賛同します。 (テレサ協)</p> <p>○ 今回、平成13年総務省告示第243号(以下「指定告示」といいます。)の一部改正を行い、戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備として追加指定することは適当であると考えます。 (KDDI)</p>	—
意見2 集合住宅であっても、戸建て向けと同様の敷設形態をとる屋内配線については、戸建て向け屋内配線と同等に、第一種指定電気通信設備として扱われ、接続約款において具体的内容が定められるものと理解。	考え方2
<p>○ なお、建築物の形状がアパート・マンション等の集合住宅であっても、戸建て向けと同様の敷設形態をとる屋内配線(NTT東・西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設を別々に行うものではないもの)については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について(平成21年10月16日答申)」での考え方に則り、戸建て向け屋内配線と同等に、第一種指定電気通信設備として扱われるものと理解しております。したがってこの場合、建築物の形状がアパート・マンション等の集合住宅であっても、接続約款において利用料・具体的な転用手順や条件等の具体的内容が定められるものと考えております。 (KDDI)</p>	<p>○ 主として一戸建ての建物に設置される形態により設置する屋内配線については、今回第一種指定電気通信設備の指定対象に追加されることとなるところ、例えば集合住宅であっても一戸建ての建物と同様に低層階に引き通し形態により設置する屋内配線については第一種指定電気通信設備の指定対象となる。したがって、NTT東西においては、このような屋内配線も含め、接続約款で定めることが適当である。</p>
意見3 マンション向け屋内配線についても第一種指定電気通信設備として指定すべき。	考え方3
<p>○ また、今回の指定告示の一部改正(案)では、マンション向け屋内配線(NTT東・西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設を別々に行うもの)は、第一種指定電気通信設備として整理されない内容となっております。</p> <p>行政における公正競争環境確保のための取組みは、市場が発展段階にある時期にタイミングよく行われることが重要であるため、速やかにこれを見直し、戸建て向けと同様、マンション向け屋</p>	<p>○ ご指摘の点については、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情通審第69号。以下「答申」という。)に示されたとおり、「マンション向け屋内配線の扱いについては、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在</p>

<p>内配線についても第一種指定電気通信設備として追加指定することが必要であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>する中で、NTT東西のFTTHのシェアとマンション向け屋内配線のシェアは、連動しない面がある。NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられる。上記を踏まえ、FTTHのマンション向け屋内配線は、戸建ての場合と異なり、一種指定設備に該当すると整理する必要はない。」とされているところである。</p>
<p>意見4 屋内配線にはボトルネック性はなく、戸建て・マンション向けを問わず、第一種指定電気通信設備の対象に追加すべきではない。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 当社としては、屋内配線にはボトルネック性はなく、戸建て・マンション向けを問わず、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。 仮に、今回当社の戸建て向けFTTHサービスの屋内配線を第一種指定電気通信設備として、具体的な接続条件を設定する場合には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 屋内配線はお客様宅内にあり、お客様の支配下にあることから、屋内配線の撤去等お客様の意向に従わざるを得ないということ ② 屋内配線の転用については、提供形態や設置主体が様々であり、事業者によって仕様や工法も異なっていることから、接続ルールとして全事業者を対象にした統一・画一的なルールの整備は困難であること ③ 現に、屋内配線の転用をご要望されているのはKDDI殿以外にいないことから、一般的なルールを整備するのではなく、実際に転用を要望されているKDDI殿との間で、お客様の意向を踏まえながら、柔軟かつ具体的な実現方法を個別に調整することが現実的であること <p>という点に留意することが必要であると考えます。 (NTT東日本)</p> <p>○ 以下の観点から、屋内配線にはボトルネック性がないため、戸建て・マンション向けを問わず、屋内配線を第一種指定電気通信設備に位置付けて、規制を強化することは不適切であることから、当社の戸建て向けFTTHサービスの屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象に追加する指定告示改正を行う必要はないと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 屋内配線は、お客様のご了承を頂くことにより、お客様の宅内に誰もが自由に設置できる設備であり、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。 	<p>○ 答申に示されたとおり、屋内配線はNTT東西が自ら設置するため、NTT東西のFTTHシェア(約74%)と戸建て向け屋内配線のシェアは基本的に同水準になると考えられ、サービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備であること等から、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備に指定することとする本省令案等は適当である。 なお、現行の一種指定設備を定める指定告示においてもその旨の規定整備をすることが適当と考えられるが、具体的な接続条件の設定に当たっては、屋内配線が利用者宅内に設置されている点等に留意することが必要である。 マンション向け屋内配線の扱いについては、考え方3に同じ。</p>

<p>② 現に当社のダークファイバ等と接続する事業者は、多くの場合、自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に屋内配線を自ら設置されており、更に、電力系事業者やCATV事業者も相当数のお客様に対し、屋内配線を設置し提供されている等、各事業者が自らの判断に基づき屋内配線を自由に設置していること。</p> <p>③ 屋内配線の維持運用にあたっては、基本的にお客様のご意向に従って対応する必要があり、撤去や移設等の要請があれば、それに応じる必要があること。 (NTT西日本)</p>	
<p>意見5 屋内配線の転用は、NTT東西と設備の仕様等を同等とした上で、相互に行うべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日:以下、答申)にもあるように、相互に屋内配線を転用できることが重要であり、そのためには、転用を要望されるKDDI殿においても、当社の屋内配線と同等の仕様・施工レベルでの屋内配線の敷設や、光コンセント化を推進していただくとともに、その転用手続きや料金等の提供条件についても当社と同等としていただくことにより、当社の屋内配線だけが一方的に転用されるのではなく、実質的に相互に利用できるようにしていただく必要があると考えます。 (NTT東日本)</p>	<p>○ 答申に示されたとおり、転用に当たっては、利用者宅外壁へのキャビネットボックスの設置・汎用化、利用者宅内への光コンセントの設置・汎用化、権利の帰属関係など関係者間等で速やかに協議し内容を整理した上で、転用ルールの整備に活用することが適当である。この際、御意見にもあるとおり、NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。</p>

2. ドライカッパのサブアンバンドル(電気通信事業法施行規則改正及び接続料規則改正関係)

<p>意見6 事業者要望に基づくアンバンドルの方向性が、今後も拡大されていくことが望ましい。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、接続事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、指定電気通信設備をアンバンドルして提供しなければならないのが基本的な考え方であり、且つ、不当な提供条件の設定を防止し、料金その他の提供条件の適正性を確保する必要があるとされております。よって、今回のような、事業者要望に基づくアンバンドルの方向性が、今後も拡大されていくことが望ましいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>—</p>
<p>意見7 ドライカッパについて下部区間だけをアンバンドルすることは適当でない。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ FTTRサービスで用いるドライカッパを効率的に保守・運用するためには、常時上部区間を維持しておく必要があり、上部区間を使用していることから、下部区間だけをアンバンドルすることは適当でないと考えます。 仮に、今回の省令改正によりアンバンドルする場合でも、FTTR施設数は平成21年2月以降減少傾向にあり、現にFTTRでの接続を実施している事業者からは、FTTRでの接続形態は今年度中に廃止される意向であることから、他事業者の実需がなくなった場合には、速やかに省令改正</p>	<p>○ 答申に示されたとおり、アンバンドルを実施する上での基本的な考え方は、一種指定事業者に過度の経済的負担を与えることとならないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供しなければならないとされているところ、ドライカッパのサブアンバンドルについては技術的な課題は存在していない。</p>

<p>を実施し、本機能をアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。 (NTT東日本)</p> <p>○ 以下の観点から、FTTRサービスで用いるドライカップについては、現に設定されている端末回線伝送機能の接続料を適用すべきであり、新たな接続料を設定するよう求める接続料規則の改正を行う必要はないと考えます。</p> <p>① FTTRで用いるドライカップの下部区間(き線点～お客様宅)を効率的に保守・運用するためには、それに対応する上部区間(局舎～き線点)を常時維持・管理しておく必要があること、また、下部区間の接続料には上部区間に係るコストは含まれていないことから、FTTR事業者には、下部区間の故障対応に係る上部区間の一時的利用に必要なコストに限らず、上部区間の全てのコストを負担して頂く必要があること。</p> <p>② 仮に、上部区間を使用しているにもかかわらず、下部区間の故障対応に係る上部区間の一時的利用に必要なコストのみを負担するとした場合、本来FTTR事業者が負担すべき当該コスト以外の上部区間のコストを、他のドライカップ接続料等で負担することとなり、適正なコスト負担に反すると共に、FTTRと他のドライカップとの間で、同じ設備を用いながら接続料に格差がつくこととなり、競争中立性を欠くことになること。</p> <p>③ また、FTTRについて、実際にかかったコストを下回る接続料金を政策的に設定することは、他のブロードバンドサービスとの競争中立性を欠くことになるほか、自ら設備を構築しブロードバンドサービスを展開している事業者の投資意欲を削ぐことで、我が国におけるブロードバンドサービスの発展・普及に支障を及ぼしかねないこと。</p> <p>仮に、今回の接続料規則の改正により新たな接続料を設定したとしても、今後、他事業者の実需がなくなった場合には、速やかに接続料規則を改正し、当該接続料を接続料の設定対象から除外して頂く必要があると考えます。 (NTT西日本)</p>	<p>また、上部区間が他に転用できなくなる点は、当該区間のコストが、未利用芯線のコストとして、ドライカップ接続料の原価に算入されることとなる点をどのように考えるかが問題となるが、この点については、①未利用のメタル回線を利用する場合は、下部区間のコストだけでも、FTTRの接続料原価に算入されることになり、②また、現在利用中のメタル回線を巻き取って提供される場合は、ドライカップの割り勘要員を減少させる面がある一方、上部・下部区間ともに未利用芯線コストになる可能性のある芯線について、下部区間だけでも継続して利用されることになることから、接続料の上昇を抑制する効果が期待可能である。</p> <p>以上を踏まえると、FTTR提供コストの負担減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当であることから、FTTRに係る機能をアンバンドルするとともにFTTRに係る標準的接続箇所を追加する本省令案等は適当である。</p>
---	--

3. WDM(波長分割多重)装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドル(接続料規則改正関係)

<p>意見8 貸出しルールの対象は中継ダークファイバの空きが無い区間のWDM装置に限定することが適当。WDM接続料の算定については、個々の区間ごとに設定し、未利用波長について「当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を採用することが適当。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 中継ダークファイバの空きがある区間については、他事業者は当該空き芯線を利用し自らWDM装置を設置することが可能であることから、貸出しルールの対象は中継ダークファイバの空きが無い区間のWDM装置に限定することが適当であると考えます。</p> <p>なお、WDM接続料の算定については、答申に記載のとおり、適正なコスト負担の観点から、当</p>	<p>○ 答申に示されたとおり、WDM装置の既設区間における空き波長の貸出は、既存利用者の収容替え等の問題が生じることもなく、以下のようなメリットがあることにかんがみれば、総務省においては、WDM装置の設置区間における中</p>

面は、個々の区間ごとに設定することとし、未利用波長について接続事業者が応分の負担をすることとなる「当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を採用することが適当であると考えます。

その際、当該インターフェースパッケージ部分については、接続事業者の要望に応じて当社が新たに設置し、当該事業者が占有するものであるため、その投資リスクを適正に負っていただく観点から、その費用については当該事業者にも個別負担していただく必要があると考えます。(NTT東日本)

○【WDM装置の貸出しルールについて】

WDM装置については、誰でも容易に調達可能であり、現に多くの事業者が、当社のダークファイバと組み合わせて、自ら設置している等、当社のWDM装置にボトルネック性はないため、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えていること、また、接続事業者が当社のWDM装置を利用する場合、当社はインターフェースパッケージを新たに設置する必要があり、既存設備の貸出しを前提とした現行の接続ルールの範囲を超えることになるため、新たにWDM装置の貸出しルールを整備する必要はないことから、特別光信号中継伝送機能の接続料を設定するよう求める接続料規則の改正、及びWDM装置の設置有無を開示するよう求める情報開示告示の改正を行う必要はないと考えます。

仮に、当社が設置するWDM装置を第一種指定電気通信設備の対象とし、接続料規則及び情報開示告示を改正して貸出しルールを整備する場合であっても、中継ダークファイバに空きがある区間においては、接続事業者がWDM装置を自ら設置できることを踏まえ、コロケーションリソースが枯渇しているビルに設置されたDSLAM装置と同様、指定告示を改正し、中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に指定対象を限定することで、当該装置の貸出し対象を限定する必要があると考えます。

○【WDM装置の接続料算定について】

答申に記載のとおり、適正なコスト負担の観点から、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することとし、未利用波長についても接続事業者が応分の負担をするよう、1波長あたりの接続料は、WDM装置(接続事業者が占有するインターフェースパッケージ部分を除く)や利用する光ファイバに係るコストをそれぞれ利用波長数で按分して算定することが適当であると考えます。

その際、WDM装置のインターフェースパッケージ部分については、接続事業者の要望に応じて当社が新たに設置し、当該事業者が占有するものであるため、その投資リスクを適正に負って頂く観点から、その費用については当該事業者にも個別負担して頂く必要があると考えます。

中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当である。

① 空き波長の貸出ルールの整備を求める事業者が現に存在することから、当該事業者による円滑なネットワーク構築が実現し、競争促進に資すること

② 空き波長を利用する事業者は、その分、WDM装置のコストを負担することになるため、WDM装置のコストを原価とする接続料(専用線等)の低減効果を期待することも可能であること

なお、WDM装置が利用されることにより、中継ダークファイバの消費も抑えられる効果も期待可能である。このため、中継ダークファイバの空きがない区間が接続事業者の円滑なネットワーク構築に影響を及ぼしている点を踏まえると、中継ダークファイバの空きのある区間に設置されたWDM装置についても、貸出しルールの対象とすることが適当である。

以上により、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルする本省令案等は適当である。

(NTT西日本)	
----------	--

4. 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査について「接続を円滑に行うために必要な事項」に追加(施行規則改正関係)

意見9 異経路構成の確認調査について、「接続を円滑に行うために必要な事項」として追加されたことは適当。	考え方9
○ 異経路構成の確認調査に係る手続・費用等を NTT 東西接続約款に規定することを担保するため、第一種指定設備との接続を円滑に行うために必要な事項として、電気通信事業法施行規則第二十三条の四第2項イ(1)に規定が追加されたことは適当と考えます。今後、円滑な接続を実施していくためには、NTT 東西接続約款等の変更申請の前に、接続事業者への事前説明及び接続事業者からの要望等を踏まえた調整を実施されることが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	—
意見10 異経路構成の確認調査について、改めて接続約款に定めるよう求める電気通信事業法施行規則の改正を行う必要はない。	考え方10
○ 当社は、現にご利用頂いている中継ダークファイバの異経路構成の確認要望について、要望事業者に調査に係る実費をご負担頂くことを前提として、具体的な調査要望(数千区間に亘る中継ダークファイバが同一ケーブルに収容されているか否かの調査、及び別のケーブルに収容されているものの同一の管路・とう道を経由しているか否かの調査等)にお応えし、これまでに2件の実績があったところですが、今後もこれまでと同様に対応していく考えです。 また、当社は支障移転工事を実施する際には、接続事業者に対し、支障移転対象回線を特定して、事前に支障移転工事を実施する旨、通知しているため、接続事業者は、当該通知情報と過去に異経路構成を確認した回線の情報を自ら照合することによって、支障移転の対象となる回線が過去に異経路構成を確認した回線であるか否かを確認することが可能です。 以上を踏まえ、異経路構成の確認調査や、支障移転等が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、その旨を通知する取扱いを行うことについて、改めて接続約款に定めるよう求める電気通信事業法施行規則の改正を行う必要はないと考えます。 (NTT西日本)	○ 答申に示されたとおり、経路情報の事前開示については、現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当であることから、接続約款の記載を担保するため、光信号用の中継系伝送路設備に係る異経路構成の確認調査について、第一種指定電気通信設備との「接続を円滑に行うために必要な事項」として追加する本省令案等は適当である。

平成21年12月15日

総務大臣
原口一博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成21年10月27日付け諮問第3014号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

I 改正の背景

平成 21 年 10 月 16 日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「答申」という。)において、FTTxサービス、DSLサービス及び固定ネットワークインフラの利活用等の固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備について、所要の措置を講じることが適当とされた。

本件は、答申を踏まえ、以下の規定整備を行うため、関係省令等の改正を行うものである。

1. FTTHサービスの屋内配線

- 平成 13 年総務省告示第 243 号(以下「指定告示」という。)の一部改正
- 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)の一部改正

2. ドライカッパのサブアンバンドル(FTTR(Fiber To The Remote Terminal)サービス)

- 施行規則の一部改正
- 接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)の一部改正

3. WDM(波長分割多重)装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドル

- 接続料規則の一部改正

4. 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査について「接続を円滑に行うために必要な事項」に追加

- 施行規則の一部改正

(参考: 諮問対象外)

5. WDM装置の設置区間に関する情報開示ルールの整備

- 平成 13 年総務省告示第 395 号(以下「情報開示告示」という。)の一部改正

II 改正の概要

1. FTTHサービスの屋内配線

答申において、「NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当であり、現行の一種指定設備を定める指定告示においてもその旨の規定整備をすることが適当」とされたことを踏まえ、当該屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の指定対象に追加するものである。

(1) 指定設備の追加指定(☞改正指定告示第1号)

■ 戸建て向け屋内配線を一種指定設備の対象として追加するものである。

(2) 指定設備の定義の改正(☞改正施行規則第23条の4第2項第3号)

■ 戸建て向け屋内配線が一種指定設備となることとあわせて、接続を円滑に行うために必要な事項に係る屋内配線の規定は戸建て向け以外(マンション向け屋内配線)が対象であることを明確化するものである。

2. ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)

(1) FTTRに係る機能のアンバンドル(☞改正接続料規則第4条)

■ 答申において、「FTTR提供コストの負担軽減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当」とされたことを踏まえ、FTTRに係る機能をアンバンドルするものである。

(2) FTTRに係る標準的接続箇所の追加(☞改正施行規則第23条の4第1項第2号)

■ NTT東西が接続の技術的条件を接続約款に記載すべき箇所(標準的接続箇所)として、き線点近傍の電柱等の箇所を追加するものである。

3. WDM装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドル (☞改正接続料規則第4条)

- 答申において、「WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当」とされたことを踏まえ、当該空き波長をアンバンドルするものである。

4. 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査について「接続を円滑に行うために必要な事項」に追加 (☞改正施行規則第23条の4第2項第1号イ(1))

- 答申において、「現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当」とされたことを踏まえ、接続約款の記載を担保するため、光信号用の中継系伝送路設備に係る異経路構成の確認調査について、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項として追加するものである。

III 施行日等

施行期日は公布の日とする。

(参考) 諮問対象外の告示の改正

5. WDM装置の設置区間に関する情報開示ルールの整備 (☞改正情報開示告示第1条第3号イ)

- 答申において、WDM装置の設置区間か否かの情報は、「可能な限り必要な情報が事前に開示されるように情報開示告示の改正を行うことが適当」とされたことを踏まえ、当該情報を伝送路設備の敷設状況等と同様に情報開示の対象に追加するものである。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）</p> <p>第二十三条の四（略）</p> <p>一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所</p> <p><u>二 第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所</u></p> <p>三 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 電気信号の伝送に係るもの</p> <p>ロ 光信号の伝送に係るもの</p> <p>四 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>五 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話業務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所</p>	<p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）</p> <p>第二十三条の四 法第二十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所</p> <p>二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話業務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所</p>

六 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置

七 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

八 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

十 第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ（イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。）

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。）

十二 信号用中継交換機（信号の交換を行う設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2 法第二十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気

五 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

九 第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ（イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。）

十 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。）

十一 信号用中継交換機（信号の交換を行う設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2 法第二十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気

通信事業者(以下この項及び第二十三條の六において「他事業者」という。)が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況及び中継系伝送路設備の異線路構成状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) (3) (4) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備(共同住宅等(二戸建て以外の建物をいう)に設置される設備(主として二戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く)に限る)を他事業者が利用する場合における次の事項

イ 他事業者が工事を行う場合の手続

ロ 他事業者が負担すべき金額

ハ その他他事業者が利用する場合の条件

四～十一 (略)

3 (略)

通信事業者(以下この項及び第二十三條の六において「他事業者」という。)が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) (3) (4) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線を他事業者が利用する場合における次の事項

イ 他事業者が工事を行う場合の手続

ロ 他事業者が負担すべき金額

ハ その他他事業者が利用する場合の条件

四～十一 (略)

3 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（機能）</p> <p>第四条 法第三十三條第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>				<p>（機能）</p> <p>第四条 法第三十三條第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>			
機能の区分		内容	対象設備	機能の区分		内容	対象設備
一 端末 回線伝 送機能	<u>一般</u> 帯域	第二種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を送る機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、 <u>基地局</u> 設備（端末設備との間）の伝送において電波を使用するものをいう。以下この	第一種指定 端末系伝送 路設備（ア ナログ信号 伝送用の電 話回線と同 等のものに 限る。）（加 入者側終 端装置及び第 一種指定端 末系交換等 設備との間	一 端末 回線伝 送機能	帯域透過	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を送る機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、 <u>及び</u> 基地局設備（端末設備との間）の伝送において電波を使用するものをいう。以下こ	第一種指定 端末系伝送 路設備（ア ナログ信号 伝送用の電 話回線と同 等のものに 限る。）（加 入者側終 端装置及び第 一種指定端 末系交換等 設備との間
	透過端末 回線伝送 機能				端末回線 伝送機能		

		項において同じ。)との間を伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。)	等に設置される伝送装置等を除く。)
特別帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、基地局設備との間を伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市庁交換局までの間を伝送するものを除く。)		
帯域分割 端末回線 伝送機能	(略)		
		の項において同じ。)との間を伝送するものを除く。)	等に設置される伝送装置等を除く。)
帯域分割 端末回線 伝送機能	(略)		

能 伝送機	六 中継	中継伝送 共用機能	(略)	(略)
		中継伝送 専用機能	(略)	
		中継交換 機接続伝 送専用機 能	(略)	
	二五 (略)			
		その他端 末回線伝 送機能	(略)	(略)
		総合デザ タル通信 端末回線 伝送機能	(略)	(略)
		光信号端 末回線伝 送機能	(略)	(略)
		基地局設 備用端末 回線伝送 機能	(略)	(略)

能 伝送機	六 中継	中継伝送 共用機能	(略)	(略)
		中継伝送 専用機能	(略)	
		中継交換 機接続伝 送専用機 能	(略)	
	二五 (略)			
		その他端 末回線伝 送機能	(略)	(略)
		総合デザ タル通信 端末回線 伝送機能	(略)	(略)
		光信号端 末回線伝 送機能	(略)	(略)
		基地局設 備用端末 回線伝送 機能	(略)	(略)

一般光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等（ 波長分割多重装置を含む ）を除く。）に限る。）により通信を送る機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等（ 波長分割多重装置を含む ）を除く。）に限る。）	
特別光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含む）に限る。）により通信を送る機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置さ	
光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除く。）に限る。）により通信を送る機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を除く。）に限る。）	

六の二～十四 (略)	れる伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含むに限る。
------------	----------------------------

第五条～第十六条の二 (略)

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項(閉閉交換機接続ルーティング伝送機能を除く)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料は、回

六の二～十四 (略)	
------------	--

第五条～第十六条の二 (略)

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能を除く)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項(閉閉交換機接続ルーティング伝送機能を除く)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能に限る)の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

線数を単位として設定するものとする。

2 前項の機能（~~一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。~~）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価の総額（~~特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。~~）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（~~特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。~~）で除して得た額をもつて設定するものとする。

3 第一項の機能（~~特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。~~）の接続料は、~~第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）で除して得た額をもつて設定するものとする。~~

2 前項の機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもつて設定するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○平成十三年総務省告示第二百四十二号（電気通信事業法三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づく指定に関する件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置、光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二～十 略</p>	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二～十 略</p>